



目 次	ページ
規 則	
◎高知県立地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例施行規則	1
◎高知県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則	9
高知県人事委員会規則	
◎外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則	10

-----  
規 則  
-----

高知県立地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。  
平成22年12月23日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第81号**  
**高知県立地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例施行規則**  
(趣旨)

- 第1条** この規則は、高知県立地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例（平成22年高知県条例第50号。以下「条例」という。）の規定に基づき、高知県立地域職業訓練センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。  
(利用の許可の申請)
- 第2条** 条例第5条第1項の規定による利用施設（同項に規定する利用施設をいう。以下同じ。）の利用の許可（以下「利用の許可」という。）を受けようとする者は、条例第2条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に対して、指定管理者が定める利用許可申請書を提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、口頭により申請をすることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、センターの管理を指定管理者が行うことができない場合にあつては、利用の許可を受けようとする者は、知事に対して、別記第1号様式による利用許可申請書を提出しなければならない。ただし、知事が特に認めたときは、口頭により申請をすることができる。
- 3 前2項の規定による申請は、当該利用を開始する日の30日前

- から7日前までの間にこれをしなければならない。ただし、指定管理者（センターの管理を指定管理者が行うことができない場合にあつては、知事。次条第1項及び第2項、第4条第1項、第5条ただし書、第12条ただし書並びに第15条において同じ。）が特に認めたときは、この限りでない。  
(利用の取消しの届出等)
- 第3条** 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該利用施設の利用を取り消すときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。
- 2 条例第5条第1項の規定による利用施設の利用の変更の許可（以下「利用の変更の許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用変更許可申請書を提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、口頭により申請をすることができる。
- 3 知事に対して提出する前項の利用変更許可申請書は、別記第2号様式によるものとする。  
(利用許可書の交付等)
- 第4条** 指定管理者は、第2条第1項若しくは第2項又は前条第2項の規定による申請があつた場合において、利用の許可又は利用の変更の許可をするときは指定管理者が定める利用許可書又は利用変更許可書を当該申請をした者に交付し、利用の許可又は利用の変更の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。
- 2 知事が交付する前項の利用許可書又は利用変更許可書は、それぞれ別記第3号様式又は別記第4号様式によるものとする。  
(利用料金等の納付の時期)
- 第5条** 条例第9条本文の規定による利用料金又は条例第14条第1項の規定による使用料の納付は、前条第1項の利用許可書又は利用変更許可書の交付を受けた日から7日以内（当該利用を開始する日の7日前から前日までの間に同項の利用許可書又は利用変更許可書の交付を受けた場合にあつては、当該利用を開始する日の前日まで）にこれをしなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。  
(利用料金の承認の申請)
- 第6条** 指定管理者は、条例第11条第1項の規定により利用料金を定めようとするときは、別記第5号様式による利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 指定管理者は、条例第11条第2項の規定により知事の承認を得た利用料金を変更しようとするときは、別記第6号様式による利用料金変更承認申請書を知事に提出しなければならない。  
(附属設備の利用料金の上限額)
- 第7条** 条例別表第2の2の規則で定める額は、別表に定めるとおりとする。  
(使用料の額)
- 第8条** 条例第14条第2項の規則で定める使用料の額は、知事が

- 別に定める。  
(使用料の減免の申請等)
- 第9条** 条例第14条第3項において読み替えて準用する条例第12条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、減額する場合の当該額は、知事が別に定める。
- (1) センターの設置の目的を達成するための事業（条例第1条第2項に規定する技能検定試験の実施を除く。）に伴い、県が利用施設を利用するとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、使用料を減額し、又は免除することが適当であると知事が認めるとき。
- 2 条例第14条第3項において読み替えて準用する条例第12条の規定に基づき使用料の減額又は免除を受けようとする者は、知事に対して、別記第7号様式による使用料減額（免除）承認申請書を提出しなければならない。この場合においては、利用の許可又は利用の変更の許可の申請を口頭によりするときを除き、第2条第2項の利用許可申請書又は第3条第3項の利用変更許可申請書とともに当該使用料減額（免除）承認申請書を提出するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による申請があつた場合において、使用料の減額又は免除を承認するときは別記第8号様式による使用料減額（免除）承認通知書を当該申請をした者に交付し、承認しないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。  
(使用料の還付の請求等)
- 第10条** 条例第14条第3項において読み替えて準用する条例第13条ただし書の規定に基づき使用料を還付することができる場合は次の各号のいずれかに該当する場合とし、還付する使用料の額は既納の使用料の額に相当する額とする。
- (1) 県又は指定管理者の都合により利用の許可又は利用の変更の許可を取り消したとき。
- (2) 災害その他の不可抗力により利用施設を利用することができなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、使用料を還付することが適当であると知事が認めるとき。
- 2 条例第14条第3項において読み替えて準用する条例第13条ただし書の規定に基づき使用料の還付を受けようとする者は、知事に対して、別記第9号様式による使用料還付請求書を提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による請求があつた場合において、使用料の還付を決定したときは別記第10号様式による使用料還付決定通知書を当該請求をした者に交付し、還付をしないときはその旨を当該請求をした者に通知するものとする。  
(管理上の立入り)
- 第11条** 利用者は、センターの関係職員が利用施設及びセンター

の設備等（備品を含む。以下同じ。）の管理その他職務上の必要があつて当該利用に係る利用施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

（利用終了後等の整理）

**第12条** 利用者は、利用施設の利用が終わったとき又は条例第8条第1項の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは利用施設の利用を停止させられたときは、当該利用に係る設備等を所定の位置に戻し、センターの関係職員の点検を受けなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

（遵守事項）

**第13条** センターを利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1） 許可を受けないで火気を使用し、又は危険を起こすおそれのある行為をしないこと。
- （2） 許可を受けないで飲食物その他の物品を販売し、又は陳列しないこと。
- （3） 許可を受けないで広告物を掲示し、又は配布しないこと。
- （4） センターの施設、設備等を汚損し、損壊し、又は汚損し、若しくは損壊するおそれのある行為をしないこと。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

（入館の制限）

**第14条** 知事又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めた者に対して、センターへの入館を拒み、又はセンターからの退去を命ずることができる。

- （1） 他の利用者その他のセンターを利用する者に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある者
- （2） 前条の規定に違反し、又は違反するおそれのある者（汚損等の届出）

**第15条** センターを利用する者は、センターの施設、設備等を汚損し、又は損壊したときは、直ちに指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

（指定管理者の指定の申請に必要な書類等）

**第16条** 条例第17条の規則で定める申請書は、別記第11号様式によるものとする。

2 条例第17条第2号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 条例第16条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- （2） 定款、規約その他これらに類する書類
- （3） 法人にあつては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては当該団体の代表者の住民票の写し
- （4） 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他

の経営状況を明らかにする書類

（5） 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要であると認める書類

3 条例第18条第3項の規則で定める事項は、指定管理者の代表者の氏名とする。

（雑則）

**第17条** この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に、又は指定管理者が知事の承認を得て定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為として行う申請に必要な書類）

2 条例附則第2項の規定に基づき条例の施行の前日において行う指定管理者の指定及び利用料金の承認等の申請に必要な書類については、第16条第1項及び第2項並びに第6条の規定の例による。

## 別表（第7条関係）

附属設備名	単位	利用料金の上限額	
		基本利用料金	時間外利用料金 (1時間につき)
ビデオ装置	1式	480円	120円
オーバーヘッドプロジェクター	1台	480円	120円
オーバーヘッドカメラ	1台	480円	120円
プロジェクター	1台	960円	240円

- 備考 1 この表の基本利用料金の額は、午前、午後又は夜間のいずれかに附属設備を利用する場合の額とし、午前から午後へ又は午後から夜間へ引き続き附属設備を利用する場合にあっては当該基本利用料金の額の2倍に相当する額と、全日において附属設備を利用する場合にあっては当該基本利用料金の額の3倍に相当する額とする。
- 2 時間外利用料金の計算において、時間外の利用時間が1時間未満であるとき又は時間外の利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。
- 3 この表に定めのない附属設備の利用料金の上限額は、その都度知事が定める。

## 別記

## 第1号様式（第2条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所  
氏名 ④  
電話番号  
(法人その他の団体の場合は、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

## 高知県立地域職業訓練センター利用施設利用許可申請書

高知県立地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例第5条第1項の規定により高知県立地域職業訓練センターの利用施設の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利用の目的			
利用責任者の住所及び氏名		住所	電話番号
		氏名	
利用施設	施設	会議室・第1研修室・第2研修室・第3研修室・第4研修室・第5研修室・実習場・実習研修室	
	附属設備	ビデオ装置・オーバーヘッドプロジェクター・オーバーヘッドカメラ・プロジェクター・その他( )	
	利用時間	時 分から	時 分まで
利用期間		年 月 日 ( )	時 分から
		年 月 日 ( )	時 分まで
その他参考事項			
※利用の許可の条件その他			
※決裁欄		※使用料の額	円
		※受付年月日	年 月 日
※利用の変更等	有・無	※許可年月日	年 月 日
※決裁欄		※許可番号	第 号
		※処理区分	通知 年 月 日

注 ※印欄は、記入しないでください。

## 第2号様式（第3条関係）

高知県知事 様

年 月 日

申請者 住所  
氏名 ④  
電話番号  
（法人その他の団体の場合は、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

## 高知県立地域職業訓練センター利用施設利用変更許可申請書

高知県立地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例第5条第1項の規定により高知県立地域職業訓練センターの利用施設の利用の許可を受けた事項を変更したいので、次のとおり申請します。

利用責任者の住所及び氏名	住所 氏名	電話番号		
利用の許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号			
変更の内容	変更前			
	変更後			
変更の理由				
変更前の許可に係る使用料の額		円		
その他参考事項				
※ 利用の変更の許可の条件その他				
※ 決裁欄			※ 変更前の許可に係る使用料の額	円
			※ 変更後の許可に係る使用料の額	円
※ 利用の変更等		有 ・ 無	※ 受付年月日	年 月 日
※ 決裁欄			※ 変更許可年月日	年 月 日
			※ 変更許可番号	第 号
			※ 処理区分	通知 年 月 日

注 ※印欄は、記入しないでください。

## 第3号様式（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事

印

## 高知県立地域職業訓練センター利用施設利用許可書

年 月 日付けで申請のありました高知県立地域職業訓練センターの利用施設の利用については、高知県立地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例第5条第1項の規定により次のとおり許可します。

利用の目的			
利用責任者の住所及び氏名	住所	電話番号	
	氏名		
利用施設	施設	会議室 ・ 第1研修室 ・ 第2研修室 ・ 第3研修室 ・ 第4研修室 ・ 第5研修室 ・ 実習場 ・ 実習研修室	
	附属設備	ビデオ装置 ・ オーバーヘッドプロジェクター ・ オーバーヘッドカメラ ・ プロジェクター ・ その他（ ）	
		利用時間	時 分から 時 分まで
利用期間	年 月 日（ ） 時 分から		
	年 月 日（ ） 時 分まで		
使用料の額		円	
利用の許可の条件その他			
注 1 高知県立地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例及び高知県立地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定を守ってください。			
2 利用時間には、その準備及び後片付け等に要する時間を含みます。			
3 利用に際しては、この高知県立地域職業訓練センター利用施設利用許可書を必ずお持ちください。			
4 利用に際しては、高知県立地域職業訓練センターの関係職員の指示に従ってください。			
5 利用の許可の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはなりません。			

**第4号様式**（第4条関係）第 号  
年 月 日

様

高知県知事



## 高知県立地域職業訓練センター利用施設利用変更許可書

年 月 日付けで申請のありました高知県立地域職業訓練センターの利用施設の利用の変更については、高知県立地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例第5条第1項の規定により次のとおり許可します。

利用の許可年月日及び許可番号	年 月 日	第 号
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更前の許可に係る使用料の額		円
変更後の許可に係る使用料の額		円
利用の変更の許可の条件その他		

**第5号様式**（第6条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者



## 高知県立地域職業訓練センター利用料金承認申請書

高知県立地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例第11条第1項の規定により高知県立地域職業訓練センターの利用料金を定めたいので、下記のとおり申請します。

記

## 1 利用料金の申請額

区分	利用料金（円）	備考

## 2 利用料金の申請額の根拠

## 3 利用料金の適用開始予定年月日

年 月 日

**第6号様式**（第6条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者



高知県立地域職業訓練センター利用料金変更承認申請書

高知県立地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例第11条第2項の規定により高知県立地域職業訓練センターの利用料金を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 利用料金の変更申請額

区分	利用料金（円）		備考
	変更前	変更後	

2 利用料金の変更申請額の根拠

3 変更後の利用料金の適用開始予定年月日  
年 月 日

**第7号様式**（第9条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所

氏名



電話番号

（法人その他の団体の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

高知県立地域職業訓練センター利用施設使用料減額（免除）承認申請書

高知県立地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例第14条第3項において読み替えて準用する同条例第12条の規定に基づき高知県立地域職業訓練センターの利用施設の利用について使用料の減額（免除）を受けたいので、次のとおり申請します。

利用の目的					
利用責任者の住所及び氏名	住所	電話番号			
	氏名				
利用施設	施設	会議室 ・ 第1研修室 ・ 第2研修室 ・ 第3研修室 ・ 第4研修室 ・ 第5研修室 ・ 実習場 ・ 実習研修室			
	附属設備	ビデオ装置 ・ オーバーヘッドプロジェクター ・ オーバーヘッドカメラ ・ プロジェクター ・ その他（ ）			
		利用時間	時	分から	時
利用期間	年 月 日（ ）		時	分から	年 月 日（ ） 時 分まで
減額又は免除を受けようとする理由					
※ 使用料の額の算定	正規の使用料の額		円		
	減額又は免除をする使用料の額		円		
	決定した使用料の額		円		
※ 決裁欄	※ 受付年月日		年 月 日		
	※ 決定年月日		年 月 日		
	※ 決定番号		第 号		
	※ 通知年月日		年 月 日		
	※ 還付年月日		年 月 日		

注 ※印欄は、記入しないでください。

**第8号様式**（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事



高知県立地域職業訓練センター利用施設使用料減額（免除）承認通知書

年 月 日付けで申請のありました高知県立地域職業訓練センターの利用施設の使用料の減額（免除）については、高知県立地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例第14条第3項において読み替えて準用する第12条の規定に基づき次のとおり承認します。

利用の目的			
利用責任者の住所及び氏名		住所	電話番号
		氏名	
利用施設	施設	会議室 ・ 第1研修室 ・ 第2研修室 ・ 第3研修室 ・ 第4研修室 ・ 第5研修室 ・ 実習場 ・ 実習研修室	
	附属設備	ビデオ装置 ・ オーバーヘッドプロジェクター ・ オーバーヘッドカメラ ・ プロジェクター ・ その他（ ）	
	利用時間	時 分から	時 分まで
利用期間		年 月 日（ ）	時 分から
		年 月 日（ ）	時 分まで
正規の使用料の額		円	
減額又は免除をする使用料の額		円	
決定した使用料の額		円	
使用料の納付期限		年 月 日	

**第9号様式**（第10条関係）

年 月 日

高知県知事 様

請求者 住所  
氏名 ④  
電話番号  
（法人その他の団体の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

高知県立地域職業訓練センター利用施設使用料還付請求書

高知県立地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例第14条第3項において読み替えて準用する同条例第13条ただし書の規定に基づき高知県立地域職業訓練センターの利用施設の利用について使用料の還付を受けたいので、次のとおり請求します。

利用の目的			
利用責任者の住所及び氏名		住所	電話番号
		氏名	
利用施設	施設	会議室 ・ 第1研修室 ・ 第2研修室 ・ 第3研修室 ・ 第4研修室 ・ 第5研修室 ・ 実習場 ・ 実習研修室	
	附属設備	ビデオ装置 ・ オーバーヘッドプロジェクター ・ オーバーヘッドカメラ ・ プロジェクター ・ その他（ ）	
	利用時間	時 分から	時 分まで
利用の許可年月日及び許可番号		年 月 日	第 号
利用期間		年 月 日（ ）	時 分から
		年 月 日（ ）	時 分まで
使用料の納付年月日		年 月 日	
納付済みの使用料の額		円	
還付を請求する使用料の額		円	
還付を請求する理由			
※ 使用料の額の算定	正規の使用料の額	円	
	決定した使用料の額	円	
	納付済みの使用料の額	円	
	還付する使用料の額	円	
※ 決裁欄	※ 受付年月日	年 月 日	
	※ 決定年月日	年 月 日	
	※ 決定番号	第 号	
	※ 通知年月日	年 月 日	
	※ 還付年月日	年 月 日	

注 ※印欄は、記入しないでください。

**第10号様式**（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事



高知県立地域職業訓練センター利用施設使用料還付決定通知書

年 月 日付けで請求のありました高知県立地域職業訓練センターの利用施設の使用料の還付については、高知県立地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例第14条第3項において読み替えて準用する同条例第13条ただし書の規定に基づき次のとおり決定しました。

利用施設	施設	会議室・第1研修室・第2研修室・第3研修室・第4研修室・第5研修室・実習場・実習研修室	
	附属設備	ビデオ装置・オーバーヘッドプロジェクター・オーバーヘッドカメラ・プロジェクター・その他（ ）	
	利用時間	時 分から	時 分まで
利用の許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号		
利用期間	年 月 日（ ） 時 分から		
	年 月 日（ ） 時 分まで		
使用料の納付年月日	年 月 日		
納付済みの使用料の額	円		
決定した使用料の額	円		
還付する使用料の額	円		

**第11号様式**（第16条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者指定申請書

高知県立地域職業訓練センターの指定管理者の指定を受けたいので、高知県立地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例第17条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

申請者	フリガナ			
	名称			
	代表者の職・氏名	職名	フリガナ	
			氏名	㊦
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 - )		
電話番号			ファクシミリ番号	
高知県内の主たる事務所等の所在地	(郵便番号 - )			
	電話番号		ファクシミリ番号	

関係書類

- 高知県立地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例第17条第1号の事業計画書
- 高知県立地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例第16条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- 定款、規約その他これらに類する書類
- 法人にあつては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては当該団体の代表者の住民票の写し
- 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (1)から(5)までの書類のほか、知事が必要であると認める書類



高知県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年12月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第82号

高知県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

高知県住民基本台帳法施行細則（平成14年高知県規則第78号）の一部を次のように改正する。

第1条中「高知県住民基本台帳法施行条例（平成14年高知県条例第33号）に定めるもののほか、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の施行に関し、」を「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）を施行するため、法及び高知県住民基本台帳法施行条例（平成14年高知県条例第33号。第6条において「条例」という。）の施行に関し」に改める。

第3条第2項及び第3項中「相当と」を「相当であると」に改める。

本則に次の1条を加える。

（他の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第6条 条例第3条第2項の規則で定める保存期間に係る本人確認情報の他の執行機関への提供方法は、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年6月総務省告示第334号）に定めるところにより、電気通信回線を通じて電子計算機に送信する方法とする。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第2条関係）

← 9センチメートル →

写真はり付け箇所	身分証明書	第 号
	所属	
	職名	
	氏名	
	有効期限	年 月 日生 年 月 日
上記の者は、住民基本台帳法第30条の23第2項の規定により立入検査をする職員であることを証明します。		
年 月 日発行		
高知県知事		印

↑ 5.5センチメートル ↓

備考 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。

（裏面）

住民基本台帳法（抜粋）  
（報告及び立入検査）

**第30条の23 略**

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、当該本人確認情報処理事務の実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該本人確認情報処理事務を取り扱う指定情報処理機関の事務所に立ち入り、当該本人確認情報処理事務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

**第48条** 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定情報処理機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第30条の23第1項又は第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(3) 略

第2号様式（第2条関係）

← 9センチメートル →

写真はり付け箇所	<p style="font-size: 2em; margin: 0;">第 号</p> <p style="margin: 5px 0;">身分証明書</p> <p>所属</p> <p>職名</p> <p>氏名</p> <p style="margin: 5px 0;">年 月 日生</p> <p>有効期限 年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">上記の者は、住民基本台帳法第34条の2第1項の規定により 立入検査をする職員であることを証明します。</p> <p style="margin: 5px 0;">年 月 日発行</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 <span style="float: right;">印</span></p>
----------	---

↑ 5.5センチメートル ↓

備考 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。

(裏面)

住民基本台帳法（抜粋）  
(報告及び検査)

**第34条の2** 都道府県知事は、第30条の43第4項又は第5項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第2項又は第3項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

**第47条** 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第11条の2第11項若しくは第34条の2第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(2) 略

別記第3号様式注3中「相当と認める書類」を「相当であると認める書類（以下「運転免許証等」という。）」に改め、同様式注4中「3に規定する書類」を「運転免許証等」に、「相当と」を「相当であると」に改める。

別記第5号様式中「訂正（追加又は削除）請求」を「訂正（追加又は削除）の申出」に、「請求の」を「申出の」に改め、同様式注3中「相当と認める書類」を「相当であると認める書類（以下「運転免許証等」という。）」に改め、同様式注4中「3に規定する書類」を「運転免許証等」に、「相当と」を「相当である」とに改める。

別記第6号様式中

訂正（追加又は削除）請求年月日	年 月 日
」	
を	
「	
訂正（追加又は削除）の申出年月日	年 月 日
」	

に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

-----  
人 事 委 員 会 規 則  
-----

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年12月23日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第44号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等  
に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年高知県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第2項第3号」を「第2条第1項第5号及び第2項第3号」に、「、第9条第2項、附則第3条及び附則第4条」を「並びに第9条第2項並びに附則第3条及び第4条」に改

める。

第2条中「に規定する規則」を「の人事委員会規則」に、「掲げるもの」を「掲げる職員」に改め、同条第2号中「準ずる者で人事委員会の」を「掲げる職員に準ずる職員で人事委員会が別に」に改める。

第3条の見出し中「の特例」を削り、同条第1項を次のように改める。

条例第4条第1項の規定によりその派遣の期間中一般の派遣職員（同項に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。）に支給する給与は、その派遣先の勤務に対して報酬（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与其他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受けるすべてのものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下この条において同じ。）が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額（次項において「報酬年額」という。）が外務公務員俸給等相当年額（当該派遣の期間の初日（以下この条において「派遣の日」という。）の前日における当該一般の派遣職員の給料及び扶養手当（当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下この項において「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在在外公館の名称及び位置並びに在在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。以下この条において「外務公務員給与法」という。）の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員にあっては、配偶者に係る分を除く。）の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の年額と当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から所在国勤務の外務公務員であるとした場合に外務公務員給与法の規定により支給されることとなる在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額との合計額をいう。以下この条において同じ。）に満たない場合は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに100分の100以内を乗じて得た額とする。

第3条第5項を同条第7項とし、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項中「前項に規定する住居手当の月額」を「第1項の外務公務員給与法の規定により支給されることとなる住居手当の年額」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合を決定するに当たっては、決定された支給割合により支給されることとなる給与の年額が、外務公務員俸給等相当年額から報酬年額を減じて得た額（派遣先の勤務に対して報酬が支給されない場合にあっては、外務公務員俸給等相当年額）を超えてはなら

ないものとする。

3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、一般の派遣職員が、職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）第6条第1項、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）第7条第1項又は警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）第6条第1項の規定により標準号給数（職員の給与に関する条例第6条第2項、公立学校職員の給与に関する条例第7条第2項及び警察職員の給与に関する条例第6条第2項の人事委員会規則で定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。）を昇給するものとし、期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第31号）第13条第1項第3号に掲げる職員であるものとする。

第3条に次の1項を加える。

8 第1項、第6項及び前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合は、100分の1未満の端数があつてはならないものとする。

第4条の見出し中「額」を「額の特例」に改め、同条中「場合において」を「規定に基づき国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定を適用する場合においては」に、「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）」を「同法」に、「とするものとする」を「とする」に改める。

第5条中「条例第2条第1項の規定により派遣された」を「同項の規定により派遣した」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。  
（改正条例附則第2項の人事委員会規則で定める職員）
- 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例（平成22年高知県条例第52号。以下「改正条例」という。）附則第2項の人事委員会規則で定める職員は、改正条例の施行の日以後に人事委員会が特に給与の額の計算の基礎となる支給割合を変更する必要があると認めた職員とする。  
（改正条例附則第3項の人事委員会規則で定める職員）
- 改正条例附則第3項の人事委員会規則で定める職員は、改正条例による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（以下この項において「新条例」という。）第2条第1項の規定に基づき新たに派遣され、又は新条例第3条第1項の規定に基づき派遣の期間が更新された日以後に人事委員会が特に給与の額の計算の基礎となる支給割合を変更する必要があると認めた職員とする。  
（給与の額の計算）
- 前2項に規定する職員に支給する給与は、人事委員会が適当

であると認める日を当該職員の派遣の日（この規則による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則第3条第1項に規定する派遣の日をいう。）とみなして同項から同条第5項までの規定を適用して得た額とする。